

平成29年度 部局自己評価報告書 (03 : 法学研究科)

Ⅲ 部局別評価指標(取組分)

※ 評価年次報告「卓越した教育研究大学へ向けて」で報告する内容

※ 字数の上限: (23)～(24)合わせて7,000字以内

(1) 全学の第3期中期目標・中期計画への貢献又は里見ビジョンへの貢献とその社会的価値(23)**1 世界を牽引する高度な人材養成、留学生数の拡大、及び国際競争力の強化(第3期中期計画No. 7; No. 21; No. 43; No. 44; 里見ビジョン1-②; 2-⑤-2)****(1) 「JR東日本はやぶさプログラム」の実施**

JR東日本寄附金の活用により海外留学及び海外学習経験の支援を継続する。平成28年度に学術交流協定校への長期留学を開始した4名の学部生のうち2名に各50万円、1名に12万円を奨学金として給付し、長期海外留学は平成27年度新規3名、平成28年度は新規4名と増加傾向にある。また、国際交流支援室による留学支援業務、公共政策大学院の国際ワークショップの活動を支援した(シンガポール国立大学他への調査旅費として4名の学生に旅費として各10万円を補助)。

(2) 留学生の受入れ

中国からの私費留学生(学部研究生)について、中国国籍を有する実定法教員や中国政治を専攻する教員の助言に加え、教務係と受け入れ予定教員との連携に基づく適切なスクリーニング体制を敷いた上で積極的な受け入れを行っている。

(3) 国際共同修士課程コース(CNMC)の展開

平成28年度に国際共同博士前期課程コース(CNMC)を新規に開設した。国立台湾大学法律学院との協定の締結を足掛かりとして他の提携校との交渉を進めつつ、平成28年度より入試を実施している。米ノースイースタン大学との間では、災害からの復興を主要テーマとするサマー・スクールを平成30年より実施することを前提として交渉を進めている。

(4) 国際共同博士課程コース(CNDC)の拡充(受入れ実績は前掲Ⅱ1(1)参照)

既存の10の海外提携機関すべてとMoUを更新したほか、提携先の拡充を目指して交渉を進め(インドネシア大学法学部、ベルリン自由大学東アジア研究科)、平成29年3月に国立台湾大学社会科学院政治学系と新たにMoUを締結した。また、地域社会や実務界も組み込んだ留学生受入れのプラットフォームについては、平成22年度より仙台弁護士会の協力によってCNDC学生を対象とする法廷傍聴や共同勉強会が定期的に行われている。

(5) 国際的研究活動の拡充

教員個人と法学研究科の組織的ネットワークを通じて、数多くの国際シンポジウム、国際ワークショップ、国際セミナー等が開催された(平成28年1月～9月の国際会議開催件数は15件)。例えば商法分野では同志社・東北・台湾金融セミナー(8月27日)、国際シンポジウム“Law and Behavioral Economics with Contract, Corporate Law”(9月16日)など、極めて活発な国際交流が推進されているほか、各教員による外国語での論文・著書の発表、国際学会における講演等も積極的に行われている。

2 大学の機能強化を図るための組織改革、及び高度専門教育と専門教育との密接な連携(第3期中期計画No. 1; No. 4; No. 63)**(1) 「学士・修士5年一貫国際プログラム」の開設準備(Ⅳ-1(1)参照)。****(2) 法科大学院における法律学教育支援システム(TKC)の活用**

平成29年度入学者に対する入学前指導では東北大学インターネットスクール(I S T U)を利用したオンライン受講や繰り返しの学習の便宜が図られた。

(3) 専門職大学院における入試制度・履修制度の改革

法科大学院においては、平成29年度入試より8月に一般選抜(前期)を実施し、入試の複数回数化を実現し、第1年次科目を行政法以外の6科目に変更して未修者の学修の負担を軽減しつつ、長期履修制度を導入した。加えて、特別選抜入試の時期を9月から8月に前倒しし、他学部出身者の入学後の学修を容易にした。

公共政策大学院においても入学者選抜方法の継続的な点検を行い、就職活動の前倒し等の社会情勢を

踏まえて複数回の入試を実施した結果、平成27年度と比較して受験生の増加が見られ、平成29年度入学者は23名（4名の辞退者を除く）となった。平成30年度入試に向けては、追加合格者枠を第一期募集試験にも設けることを検討している。

(4) 法科大学院進学希望者への経済的支援の拡充

同一年度に複数回受験する者に対して2回目以降の検定料を不徴収とする制度を導入したほか、総長裁量経費及び寄附金を原資として、平成29年度入試合格者上位30名程度に入学料相当額（282,000円）と初年度授業料相当額（804,000円）の奨学金（計1,086,000円）の給付を決定した。（最終的な給付対象となった入学者は17名）

3 社会人向け実践的・専門的教育プログラムの充実及び社会連携活動の推進（第3期中期計画No. 6 ; No. 35 ; 里見ビジョン4-⑧ ; 5-⑨）

(1) 専門職大学院における人材養成

① 公共政策大学院必修科目「公共政策ワークショップI」

東日本大震災を経験した総合大学の法学部・法学研究科としての社会的要請を踏まえ、実務家教員と研究者教員がペアとなり学生による主体的な集団作業を指導している。一連のワークショップは、ヒアリングやフィールドワークの手法によって現場での学びを重視し、実効性のある政策提言を行う試みである。平成28年度の2年次学生のリサーチ・ペーパーのうち4本は、「災害時における被災高齢者の支援のあり方について」、「東日本大震災からの復興過程における産業集積の課題と展望」のように、直接的・間接的に震災復興にかかる個別の政策課題について実地調査を踏まえて執筆された、復興のネクストステージへの問いかけを含む報告として注目される。

② 地域専門職団体の人材育成

法学研究科では、社会的要請の高い活動の1つとして、後継者養成コースや法曹継続教育プログラムの拡充をはじめ（Ⅲ-（2）A-1参照）、社会のニーズに応じた質の高い継続教育を行っている。東北税理士会会員を対象に澁谷雅弘教授（租税法担当）が2010年から継続的に実施する公開講座は、そうした活動の中で最も成功した試みの1つであり、平成28年度は28名の公開講座受講者に受講証明書が交付された。

(2) 専任教員による政策過程への貢献

平成28年度に法学研究科専任教員が中央省庁・地方公共団体・公益法人において審議会委員等を務めたのべ件数は約120件に達した。そのなかには、日本学会議会員（糠塚康江教授）、内閣府総合科学技術・イノベーション会議専門委員（水野紀子教授）、内閣府消費者委員会委員（中原茂樹教授）、文化庁文化審議会著作権分科会専門委員（蘆立順美教授）、厚生労働省社会保障審議会臨時委員（久保野恵美子教授）、国土交通省社会資本整備審議会委員（飯島順子教授）のように、社会的重要性・注目度がきわめて高い委員職が含まれている。

(3) 研究と実務を架橋する共同研究の展開

こうした政策立案への参画はしばしば科研費による共同研究を背景としていることが特筆される。例えば、平成28年度に最終年度を迎えた科学研究費補助金基盤研究（A）「土地・選挙制度・自治：代表民主主義の再構築」（研究代表者：糠塚康江教授）は、国政及び地方政治における議会のあり方が「一票の較差」をはじめとする国の政策課題となるなかで政策提言の基盤となる研究拠点として機能し、その成果は糠塚康江編『代表制民主主義を再考する：選挙をめぐる三つの問い』（ナカニシヤ、2017年3月）として公刊された。

復興や震災後の法・行政に関わる研究活動として、科学研究費補助金基盤研究（A）「科学技術の不確実性と法的規制：学際的観点からの包括的制度改革の試み」（研究代表者：中原茂樹教授）が平成29年度に最終年度を迎える。その他、基盤研究（A）「人口・復興・地方創生——「人口減少社会」論の構築に向けて」（研究代表者：渡辺達徳教授）及び基盤研究（C）「東日本大震災等に照らした新たな災害対策法制のあり方に関する実証的研究」（研究代表者：島田明夫教授）が継続中である。

4 産学連携の推進と社会にインパクトのある研究の展開（第3期中期計画No. 25 ; 里見ビジョン2-⑥-1 ; 4-⑧-2）

(1) 産学連携の更なる推進

渡辺達徳教授がCOIプロジェクト「さりげないセンシングと日常人間ドックで実現する理想自己と

家族の絆が導くモチベーション向上社会創生拠点」のWG 5に引き続き参加し、プロジェクトの社会実装化に伴う社会的・倫理的・法的課題の研究を担当している。

公共政策大学院の国際ワークショップの成果の一環として、平成28年度にはフォーラム『グローバル人材』育成を考える」が開催された(10月29日)。同フォーラムには本学から植木俊哉理事及び山口昌弘副理事のほか、地主修氏(宮城県立第二高等学校教諭)、葛城崇氏(楽天教育事業プロジェクト推進課シニアマネージャー)の参加を得たことにより、高校・大学・企業の連携を象徴する試みとなった。

(2) 社会にインパクトのある研究

本研究科には、法学研究科独自の強みを生かしつつ理系をも含めた形での、上記3(3)に例示したような融合的研究の蓄積がある。これらの研究蓄積を踏まえ、平成28年度中に「人類社会の将来のための新たな理念の法学・政治学的定立」の構想を練り上げて社会にインパクトのある研究・プロジェクトG-3「人と法政治」にエントリーすることで、平成29年度以降の研究科全体としての長期的研究体制の構築に備えた。

(2)[前記③]のほか東北大学グローバルビジョン(部局ビジョン)の重点戦略・展開施策の達成状況又は部局の第3期中期目標・中期計画の達成状況とその社会的価値(④)

A 重点戦略・展開施策1「優れた法曹・政策プロフェッショナルの輩出及び高度専門職業人の育成」の実現に向けた取組

1 法科大学院の強化

(1) プログラムの拡充

① 理論と実践に精通した教員養成プログラム

博士後期課程後継者養成コースの授業科目を法科大学院でも開講して両者の連続性を確保し、「理論と実践に精通した教員」の養成を図っている(Ⅲ-(2)A-2(1)参照)。

② 法曹継続教育プログラムの展開

法科大学院を修了した現役弁護士を対象とする継続教育プログラムの一環として、最新の法的課題に対応するために必要な法的知識やスキルを修得できる場を提供している。平成28年2月には「知的財産法」に関連して、弁護士知財ネット東北地域会と連携しつつ、短期集中型の公開講座「知的財産法修得プログラム」が開講され、平成28年度にも同プログラムを継続して実施する予定であったが、担当教員の都合により中止となった。

平成29年度から、社会人の学び直しに積極的に対応するための環境整備として、法学未修者として入学する者に限り、法科大学院第1年次を2年間で計画的に履修する申し出を審査の上許可する長期履修制度が開始されている。

③ 法科大学院修了生の職域拡大の強化

法科大学院では地域有力企業との連携を拡大する取り組みを続けているほか、平成28年度には、矢崎総業法務室や西村旭法律事務所など法曹関係者に加えて、日本銀行総務人事局や厚生労働省医政局からも講師を迎えて進路講演会を催すなど、修了生の進路先の職域拡大に努めている。

(2) 司法試験合格率の向上にむけた取り組み

法務学修生制度の導入、オフィス・アワー制度の拡充、少人数教育の充実に努めながら、入学予定者を対象に入学試験問題(法学専門科目試験)の解説や在学生との懇談等を内容とする入学前指導を行っている。平成28年度司法試験では法科大学院別合格率で全国12位、合格者数で全国15位となった。

(3) 受験者数・入学者数増加に向けた取り組み

平成28年度入試から、優秀な法学部生の法科大学院への進学意欲を高めるために、学部3年次修了生を法科大学院に受け入れる「飛び入学制度」及び、法曹の多様化に対する社会的需要に応えるために、社会人及び他学部卒業生を対象とする「特別選抜制度」を導入した。また、個別進学相談会に加え、受験生の確保が期待できる東北地方・近隣地方の各大学での出張説明会を戦略的に展開し、予備校主催の説明会や法科大学院協会主催の「法科大学院が分かる会」を活用した広報活動にも力を入れている。

平成29年度入学試験より、入試の複数回実施と第1回入試の前倒しや特別選抜の入試時期の前倒しに加え、法学専門科目筆記試験の科目の削減や長期履修制度の導入により志願者の確保に努めている。

入試成績上位者に対する奨学金制度についても引き続き実施しているが、平成29年度入試については総長裁量経費とJR東日本寄附金のマッチングによる新たな奨学金制度の導入、複数回受験者に対す

る2回目以降の検定料の不徴収などを実施したことにより、入学者数の大幅改善が見られたことが特筆される(Ⅱ-1(2)参照)。

(4) 取り組みに対する評価

平成28年度の中教審部会報告において本法科大学院は法科大学院公的支援見直しにあたって「第二類型B」に分類された。また、加算プログラムでは、「多様な進路選択支援プログラムの提供」が継続の取組と合わせて「優れた取組」と評価された。

仙台弁護士会に登録している弁護士の約25%を本法科大学院の修了生が占め、また宮城県内の弁護士過疎地域(登米、大河原など)や東日本大震災の被災地(石巻)においても、本法科大学院の修了生が弁護士として活躍している。これらの事実は、本法科大学院が東北地方における法曹養成の拠点としての機能を果たしていることを示している。

2 研究大学院の拡充

(1) 後継者養成コースの拡充

「後継者養成コース」の枠組みの中で、研究者・実務家との対話型の授業科目である「法政実務カンファレンス」や「子どもと法演習」など分野横断的授業科目を法科大学院と研究大学院の同時開講とし、法科大学院から博士後期課程への進学を促進するための「理論と実践に精通した教員養成プログラム」を展開している。

(2) 優秀な留学生の受入れ(Ⅲ-1-1(2)参照)

平成28年度の学部研究生の受入れは9名、研究生から研究大学院博士前期課程に入学した学生は5名である。平成28年度CNDの入学者は計5名であったが、平成29年度については4月入学だけで3名に達した。その結果、平成29年度初頭における博士前期課程に在籍する外国人留学生の比率は65.2%、後期課程については45.5%に上っているが、これは戦略的な教員人事によって新たな魅力を生み出していること、適切なスクリーニング体制をとっていることのためであって、質の保証のない留学生を無制限に受け入れていることを意味しない。

(3) 論文発表媒体の確保

東北大学法学部の紀要である『法学』、研究大学院学生の論文発表媒体である『東北法学』に加え、『東北ローレビュー』の刊行を継続し、質の高い論文を世に広く問う場を学生に提供している。特に後者は実務と理論を架橋する研究成果の発表媒体として独自性を有しており、後継者養成コースの学生をはじめ、研究者を志望する学生にとって大きな意味を持っている。

(4) 受験者数・入学者数増加に向けた取り組み

従来のキャリア・ガイダンスと兼ねる形で、研究大学院独自の平成29年度入試説明会を初めて実施した(平成28年6月24日、参加者は他学部生含めて6名)。平成29年4月入学者のうち6名は留学生以外であり、2名が一般選抜により入学した者である(志願者は4名)。入試説明会の効果については検証の必要があるものの、日本国内からの研究大学院進学者の回復の兆しを捉えることは重要であると考えられる。

B 重点戦略・展開施策2「研究成果の社会還元及び国際的な研究者の研究ネットワークの構築」の実現に向けた取組

1 研究成果の海外発信

在外研究の機会を活かしてグローバルな視点を身につけた教員、国際関係の実務経験を有する教員、外国人助教といった担い手によって、研究成果の海外発信が厚みを増した。これは、戦略的な人事に加え、若手教員に最大2年間の在外研究を認める等の取り組みによって、海外での研究活動を可能な限りバックアップしていることの一つの成果である(平成28年度には若手教員3名が在外研究に従事している)。

平成28年中に外国語(英語、仏語)の活字媒体において5本(H29.6.15現在)の論文等が公表され、15件の国際会議が開催された。

2 海外研究者の受入れ

平成27年11月から平成28年9月にCristian Wirth氏(グリフィス大学)、平成28年の夏期及び後期に翁小川氏(ニューサウスウェールズ大学)と蔡昌憲氏(国立清華大学)をそれぞれ法政実務教育研究センターの客員教員として受入れ、学部・大学院の講義を開講したほか、関連するスタッフとの間で研

究交流を図った。

3 共同研究

平成28年度には前述「人口・復興・地方創生—「人口減少社会」論の構築に向けて」と「公的及び私的主体による要支援者支援に関する包括的研究（代表者：久保野恵美子教授）が採択され、科学研究費補助金基盤研究（A）は計5件、科学研究費補助金基盤研究（B）は、「公共政策としての法学：エビデンス・ベースの政策評価」（代表者：森田果教授）ほか計5件（それぞれ1件が平成28年度末に終了）に上った。これらはいずれも実践的性格が強く、法学研究科における研究成果の社会還元の新たな可能性を示す課題として注目される。

C 重点戦略・展開施策3「東北復興・日本新生への積極的参画及びその担い手となる人材の育成」の実現に向けた取組

Ⅲ－（1）2、3を参照。